新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

国土交通省 参考

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。

自動車メーカー

完成検査　完成検査証

自動車ディーラー

車両　完成検査証

運輸支局（新規登録）

車検証

ナンバープレート

≪オプション取付≫
新規登録後

一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
（日米協議を踏まえ平成7年に措置）

≪オプション取付け≫
完成検査時と相違のため現車提示が必要

機構が保安基準適合性を審査

オプションパーツの例

〔エアロパーツ類〕

〔バイザー類〕

〔ルーフ・ラック類〕

〔泥よけ類〕

＜今回措置＞
一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

詳細はこちらをクリック

https://www.naltec.go.jp/news/hbh5ss0000005d3a-att/hbh5ss0000005d43.pdf